

学校健康診断情報の PHR への活用に関する検討会運営規則

令和 4 年 1 月 2 6 日  
学校健康診断情報の PHR への  
活用に関する検討会決定

(趣旨)

第 1 条 学校健康診断情報の PHR への活用に関する検討会(以下「検討会」という。)の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(座長)

第 2 条 座長は、検討会の議事を運営する。

2 座長がやむを得ない理由により検討会に出席できないときは、検討会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(検討会の公開)

第 3 条 検討会は、公開して行う。ただし、座長が、個人情報を含む事項を扱う場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、検討会の一部又は全部を非公開とすることができる。

(検討会資料の公開)

第 4 条 検討会において配付した資料は、原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が、個人情報を含む事項を扱う場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

(議事要旨の公開)

第 5 条 文部科学省健康教育・食育課(以下「事務局」という。)は、検討会の議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、事務局は、座長の指示により当該議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(検討会の傍聴)

第 6 条 検討会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、事務局の定める手続により登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、事務局が、検討会の合意を得て登録傍聴人が検討会を撮影し、録画し、又は録音することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合を除き、検討会を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為を行う場合には、事務局の指示に従うこととし、検討会の円滑な進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 前項に規定する行為を行う者に対しては、事務局は、座長の指示により退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、検討会の議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、検討会に諮って定める。

附 則

この規則は、決定の日から施行する。